

## みえ森と緑の県民税の見直しに係る論点

番号	論 点	現状と課題など	関連する主な意見
①	令和6年度以降の制度の継続について	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害に強い森林づくり」と「県民全体で森林を支える社会づくり」の2つの基本方針に関する施策を進めるため、平成26年度より「みえ森と緑の県民税」を導入しました。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害に強い森林づくり」の実現には長い期間を要することから、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> <li>県民意識調査の結果では、「森林を大切だと感じていない」という人は0.5%しかいないものの、「森林に積極的に関わっていききたい」という人も5.1%に留まっており、県民全体で森林を支える社会を実現するためには、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> </ul>	<p>(県民意識調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期も、県民税を活用した取組を継続して実施することについて、87.7%の県民の皆さんが「賛成」または「どちらかといえば賛成」との意見でした。</li> </ul> <p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>すべての市町・林業関係団体が第3期も「継続すべきである」との意見でした。</li> </ul>
②	「2つの基本方針」と「5つの対策」について	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みえ森と緑の県民税は、「2つの基本方針」と「5つの対策」に沿って活用しています。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>基本方針1：災害に強い森林づくり            対策①：土砂や流木による被害を出さない森林づくり            対策②：暮らしに身近な森林づくり</p> <p>基本方針2：県民全体で森林を支える社会づくり            対策③：森を育む人づくり            対策④：森と人をつなぐ学びの場づくり            対策⑤：地域の身近な水や緑の環境づくり</p> </div> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「災害に強い森林づくり」の実現には長い期間を要することから、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> <li>県民意識調査の結果では、「森林を大切だと感じていない」という人は0.5%しかいないものの、「森林に積極的に関わっていききたい」という人も5.1%に留まっており、県民全体で森林を支える社会を実現するためには、長期的・継続的に取り組む必要があります。</li> <li>市町や林業関係団体から、獣害防護対策への支援だけでなく、再生林に対する支援が必要であるとの意見があり、その実施について検討する必要があります。</li> </ul>	<p>(県民意識調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期も県民税を活用した取組を継続して実施することに賛成する理由として、『「災害に強い森林づくり」には長期的・継続的に取り組んでいくべき』が74.2%、『「県民全体で森林を支える社会づくり」には継続的に取り組んでいくべき』が44.7%と、多く意見がありました。</li> <li>第2期の主要な取組について、8割以上の方が「とても重要」または「ある程度重要」との意見でした。</li> </ul> <p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「2つの基本方針」については、ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> <li>「5つの対策」については、林業関係団体においては、ほとんどが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、9市町から「改定を求める」との意見がありました。</li> <li>うち7市町の改定を求める意見は「森林環境譲与税」との棲み分けに関するものであり、具体的に対策の見直しを求めるものではありませんでした。</li> </ul> <p>(評価委員からの事前意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民税を活用した次世代・一般県民を対象にした森林教育の充実や森林事業者と消費者（生活者）の連携強化、森林事業者以外の事業者と消費者の参加促進について検討が必要ではないか。</li> </ul>
③	税を活用した事業を行ううえでの3原則について	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>みえ森と緑の県民税を活用した事業を実施するにあたっては、以下の3つの原則によることとしています。</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(原則1) 「2つの基本方針と5つの対策」に沿った内容であること。            (原則2) 新たな森林対策として実施する新規又はこれに準ずる取組であること。なお、税導入以前から取り組まれている事業の場合は、新たな視点を取り入れた対策とすること。            (原則3) 直接的な財産形成を目的とする取組でないこと。</p> </div> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市町から、新たな取組だけでなく、既存施設等の維持管理も重要であるとの意見もあり、見直しについて検討する必要があります。</li> </ul>	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</li> </ul>
④	森林環境譲与税との棲み分けについて	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的に、令和元年度から全国の市町村や都道府県に対し、森林環境譲与税が国から譲与されており、本県では、「みえ森と緑の県民税」を活用した取組と棲み分けを行いながら、森林・林業に関する施策を進めているところです。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境譲与税については、本年6月に林野庁から示された、「森林環境譲与税を活用して実施可能な市町村の取組の例について」において、幅広い用途に活用できることが示されたことから、両税の棲み分けについて示した県の考え方を再確認する必要があります。</li> </ul>	<p>(市町・林業関係団体への意見聴取)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>林業関係団体においては、ほとんどが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては11市町が「改定を求める」との意見でした。</li> <li>9月に開催した市町担当者会議において、市町担当者と直接意見交換を行いました。具体的には、「森林環境譲与税の譲与額が少ない市町において、県民税と一体的に活用できる制度にしてほしい」といった意見がありました。多くの市町については、現在の棲み分けに大きな課題は感じていないとの意見でした。</li> </ul>
⑤	全国植樹祭に向けた取組について	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年12月21日の県議会において、全国植樹祭の招致に関する決議が全会一致で可決され、令和3年2月17日に、知事が令和13年の全国植樹祭について三重県へ招致することを表明しました。</li> </ul> <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全国植樹祭の開催に向けて、気運の醸成とともに、必要となる財源の確保を計画的に進める必要があります。</li> </ul>	<p>(これまでの評価委員会での意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年度第3回評価委員会において、「全国植樹祭の招致に関する検討」について説明し、「大きな行事であるので、早めに準備されたい。」との意見をいただきました。</li> </ul>

番号	論 点	現状と課題など	関連する主な意見
⑥	市町交付金制度、県と市町との役割分担、市町交付金配分の考え方について	<p><b>【現状】</b>  <b>(市町交付金制度)</b>          ・市町が地域の実情に応じて創意工夫して森林づくりの施策を展開する、また県と市町が連携して取り組む施策のために必要な交付金制度を実施しています。</p> <p><b>(県と市町の役割分担)</b>          県：基本方針1のうち、対策1を継続して重点的に取り組むこととし、事業の実施による効果が広範囲にもたらされる対策や、県が実施することで効率化が図られる対策を担う。また、市町における事業構築に対する支援を行う。          市町：地域の実情に応じたきめ細かな対策や、住民との直接的な関係が見込まれる身近な対策を担う。</p> <p><b>(市町交付金配分の考え方)</b>          ・交付金額は、上記の役割分担をふまえ、県と市町の配分を概ね5：5とし、以下の考え方で配分しています。</p> <p>基本枠：均等配分（各市町へ均等に一定額を配分）、人口配分（市町の人口割合に応じて配分）、森林面積配分（市町の森林面積割合に応じて配分）の3つの配分方法を組み合わせて配分。          連携枠：面的な森林整備や獣害対策など、県と市町が連携して取り組むべき課題に対し、市町からの事業量の申請に応じて配分。          加算枠：森林面積が寡少（100ha未滿または森林率が10%未滿）の市町に対し、市町からの事業計画申請等に基づいて弾力的に配分。</p> <p><b>【課題】</b>          ・県民全体で森林を支える社会の実現に向けては、地域の実情に応じた身近な対策が県内全域で展開されることが必要です。          ・現在の市町交付金（基本枠、加算枠）事業では、上記の考え方に基づいて機械的に各市町に交付金が配分されています。森林環境譲与税もある中、適正規模の配分となるよう、配分方法について検討する必要があります。</p>	<p><b>(市町・林業関係団体への意見聴取)</b>          ・市町交付金制度の継続については、すべての市町、林業関係団体が「第3期も継続すべきである」との意見でした。          ・県と市町の役割分担については、多くの市町、林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見でした。          ・県と市町の配分割合については、多くの市町、林業関係団体が「現行制度どおりでよい」との意見でした。一方で、「基本枠について、申請方式を取り入れるなど、必要に応じて、必要な年度に配分がなされる制度への改定を求める」といった意見がありました。          ・9月に開催した市町担当者会議においては、次年度の配分見込額が早期に示され、事業計画が立てやすい現行の市町交付金（基本枠、加算枠）事業の継続を望む意見が多くありました。</p> <p><b>(これまでの評価委員会での意見)</b>          ・市町への配分のあり方について議論が必要であるとの意見がありました。</p> <p><b>【参考】 県民税配分の概要</b></p> <p>■ 基本枠          均等配分500万円/年+人口配分+森林面積配分（人口配分：森林面積配分=1：1）          ■ 加算枠          森林面積100ha未滿又は森林率10%未滿の市町（木曾岬町、川越町、東員町、朝日町、明和町）、5年間の申請上限額1,000万円</p> <p>■ みえ森と緑の県民税の概要</p> <p>県 (1/2) → 市町交付金 (1/2)</p> <p>県 (1/3) → 県連携枠 (1/6) → 市町連携枠+加算枠 (1/6) → 基本枠 (1/3)</p> <p>県 → 県連携枠 → 市町連携枠+加算枠 → 基本枠</p> <p>連携枠 (1/3)</p> <p>費から充て当 災害対応準備</p> <p>防災枠</p> <p>・災害緩衝林整備事業 ・土砂・流木緊急除去事業</p> <p>・災害緩衝林整備事業（拡充分）</p> <p>・流域防災機能強化対策事業 ・森林再生力強化対策事業</p> <p>・市町が地域の実情に応じて創意工夫を行う森林づくり事業 ・2つの基本方針及び5つの対策 ・事業実施の3原則</p> <p>・災害からライフラインを守る事前伐採事業</p>
⑦	税率・課税方法・税收規模等について	<p><b>【現状】</b>  <b>(税額と税率)</b>          ・個人が年額1人1,000円、法人が2,000～80,000円（県民税均等割の10%）となっており、県民の負担感を軽減すること、必要となる経費、他県の実施状況等を総合的に考慮し決定しています。</p> <p><b>(税收規模)</b>          ・10億8千万円/年</p> <p><b>(基金の創設)</b>          ・「みえ森と緑の県民税基金」を造成し、超過課税相当分を基金に積み立てることで既存財源と区分して使途を明確化しています。</p> <p><b>(必要な経費)</b>          ・5年間の対策実施に必要な経費を54億円としています。</p> <p><b>【課題】</b>          ・第3期に必要な概算経費を算出したうえで検討する必要があります。</p>	<p><b>(市町・林業関係団体への意見聴取)</b>          ・ほとんどの市町・林業関係団体が第3期も「現行制度どおりでよい」との意見でした。</p>
⑧	制度や使途の周知について	<p><b>【現状】</b>          ・税制度や税を活用した事業の内容について、県のホームページやパネル展示を通じて紹介するとともに、映画館におけるCM（シネアド）やYouTubeを活用したPRを行うなど、さまざまな媒体を活用した情報発信に取り組んでいます。          ・また、各市町が創意工夫して取り組んだ事業についても、市町のホームページや広報誌への掲載、事業現地におけるのぼりの設置などを通じて、県民税を有効に活用していることを発信しています。</p> <p><b>【課題】</b>          ・県民税の認知度について、e-モニター制度を活用したアンケートでは30%程度で推移しているとともに、森林づくりに関する県民意識調査では19.5%と低い状況であるため、効果的・効率的な周知活動について検討・実施する必要があります。          ・第3期の取組が終了を迎える中、税の認知度を高める周知活動はもちろん、森林の大切さや木材の利用意義などについて県民の理解を深めるための取組を進めていく必要があります。</p>	<p><b>(県民意識調査)</b>          ・県民税の認知度は19.5%という結果となりました。</p> <p><b>(評価委員からの事前意見)</b>          ・今一度、県民税の事を多くの方々に知っていただく取組を県として、さらに強力に実施することが望ましい。その方法等については、委員会等で検討する必要がある。          ・「情報発信度」の具体的な内容について検討し、その方針を市町に周知してほしい。          ・県民税を活用した事業の成果（変化）の県民への周知が必要である。</p>

番号	論 点	現状と課題など	関連する主な意見
⑨	評価制度、概ね5年ごとの制度見直しについて	<p><b>【現状】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3者による「みえ森と緑の県民税評価委員会」により、実施した事業について、毎年度、評価検証を行い、必要に応じて事業の見直しを行っています。これらの結果は、県民の皆様に対して公表しています。</li> <li>・森林づくりには多くの時間を要することから、一定の事業が展開され効果の検証が必要であることを考慮し、概ね5年ごと、または必要に応じ、みえ森と緑の県民税評価委員会により評価・検証を行い、制度を見直すこととしています。</li> </ul> <p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・より効果的・効率的な評価の手法等について検討していく必要があります。</li> <li>・5年ごとの期をまたぐ長期的な取組の考え方について検討する必要があります。</li> </ul>	<p><b>(市町・林業関係団体への意見聴取)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業関係団体においては、1団体を除き「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、9市町が「改定を求める」との意見でした。</li> <li>・林業関係団体のすべてが「現行制度どおりでよい」との意見でしたが、市町においては、8市町が「改定を求める」との意見でした。</li> <li>・意見としては、8市町すべてが「5年で制度見直しが実施されることで、複数年度に渡って行われる事業については、次期以降のみえ森と緑の県民税の制度自体が継続されるか不明のため、見直し時期と同時に一旦終了させる必要がある。そのため、10年で一つの区切りとし、5年で中間見直しを行うことにより、中期的なスパンで事業実施ができるように運用されることを求める。」というものでした。</li> </ul> <p><b>(評価委員からの事前意見)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・班分けをして評価する手法に変更したことに伴い、委員会での評価が離れた場合の調整について、検討の必要があるのではないか（評価委員会本番前に班ごとの調整の場を設ける等）。</li> <li>・各事業別評価シートの作成・記載について、記載例を提示するのではなく、ポイントや項目を提示する方が良いのではないか。</li> </ul>